R3.9.1 以降

スマートハウス減税について

1　目的

スマートハウスに係る家屋の固定資産税等を減税することによって、再生可能エネルギーの地産地消と暮らしの低炭素化を促進します。

2　対象

以下の要件を満たす住宅が対象です。

（１） 個人所有の専用住宅、又は居住用部分が 1/2 以上の併用住宅であるスマートハウスであること。
（ “スマートハウス”とは、豊田市エコファミリー支援補助の対象となりうる
『住宅用太陽光発電システム』
『家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）』
『家庭用リチウムイオン蓄電池システム（Ｖ２Ｈを除く）』の全てを兼ね備えた住宅を称します）。

（２）**平成２６年４月１日～令和４年３月３１日**までに上記３つの設備が完備されていること。

3　減免内容

（１）対象税目　家屋の固定資産税、都市計画税
（２）減免期間　設備完備後の課税初年度から３か年（賦課期日１月１日）
（３）減免割合　新築：固定資産税 1/1、都市計画税 1/1
改修：固定資産税 1/2、都市計画税 1/2
＊**上限、床面積 120 ㎡相当分まで**

«備考»

・新築及びその他改修工事の固定資産税軽減措置が適用される場合は、軽減措置と併用して減免を適用します。
・新築であっても、初年度賦課期日後にスマートハウス要件を備えるようになった場合は、改修での適用となります。
・必要に応じて、現地調査をします。新築の場合は、新築家屋調査時に確認します。

4　手続き

納税義務者からの減免申請が必要です。　＊必要書類は次頁参照
上記３つの設備すべてを設置完了した日の次の**１月３１日まで**に必要書類を提出すること。

5　問い合せ先

豊田市資産税課　家屋担当（豊田市役所南庁舎３Ｆ）　℡３４－６９８３（直通）

★対象となるスマートハウスとは？　＊各システムの問い合わせは、環境政策課まで（℡34-6650）

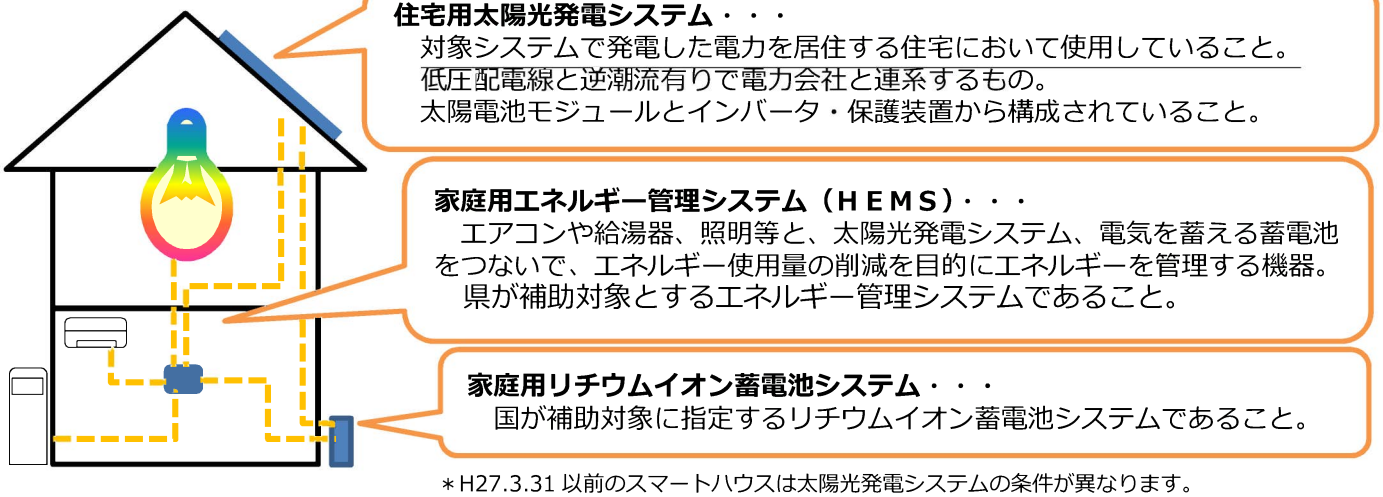

＊H27.3.31 以前のスマートハウスは太陽光発電システムの条件が異なります。